

1 調査名称：(加美町)総合都市交通体系調査

2 調査主体：加美町

3 調査圏域：大崎広域都市計画（加美町）

4 調査期間：平成30年度～令和3年度

5 調査概要：

加美町の都市計画道路は、昭和28年に当初の都市計画決定を行い、令和2年現在9路線、23,560mが都市計画決定されている。

一方、少子高齢化の進展等を背景に「加美町人口ビジョン（H27.10（R2.3改訂））」では、概ね10年後の令和12年の人口を約2.0万人と、平成27年の約2.4万人（国勢調査）から約16%減少するものと予測しており、交通需要は減少するものと考えられる。

このような社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、本町においても、都市交通の現状や上位・関連計画等を踏まえながら、町の特性に応じた将来幹線道路網の機能と役割を検証し、「宮城県都市計画道路見直しガイドライン」に則した調査結果等に基づき、都市計画道路の変更を実施した。

I 調査概要

- 1 調査名称：(加美町)総合都市交通体系調査
- 2 報告書目次
 1. 都市計画決定(変更)の概要
 - (1) 都市計画道路の決定(変更)の内容と位置
 2. 上位・関連計画の位置づけ
 - (1) 都市計画道路の計画、整備に係わる上位・関連計画
 3. 都市交通の特性
 - (1) 広域交通体系
 - (2) 中新田地区の交通体系
 - (3) 指定避難所と緊急輸送道路
 - (4) 通学路
 - (5) 交通量の動向及び交通需要の特性
 - (6) 都市計画道路の整備・計画状況
 - (7) 公共交通の状況
 - (8) 都市交通の特性からみた課題
 4. 都市計画道路の見直しに係わる状況の変化
 - (1) 中新田地区の土地利用及び道路整備の方針と市街化の経緯
 - (2) 中新田地区の遺跡、文化財の分布状況
 - (3) 中新田地区の行政区域の状況
 - (4) 鳴瀬川中新田緑地計画の変化
 - (5) 中新田中学校の生徒数の変化
 5. 都市計画道路の見直し検討対象路線の抽出
 - (1) 見直し検討候補路線の抽出
 - (2) 都市計画決定理由の検証
 - (3) 評価項目の設定
 - (4) 見直し検討対象路線の抽出
 6. 将来交通量推計による評価・検証
 - (1) 将来交通量推計の概要
 - (2) 検討項目の設定
 - (3) 現況再現性の確認
 - (4) 将来交通量配分
 - (5) 将来交通量配分結果からみた評価・検証
 - (6) 国道457号の混雑区間の評価・検証
 - (7) 都市計画道路の網密度の評価・検証
 7. 都市計画道路見直し案の設定
 - (1) 都市計画道路見直し案の概要・設定
 8. 関係機関協議の概要
 - (1) 関係機関協議
 - (2) パブリックコメント
 - (3) 住民説明会
 - (4) 都市計画決定(変更)図書の縦覧
 - (5) 都市計画審議会
 - (6) 宮城県知事協議
 9. 都市計画決定図書等
 - (1) 見直し対象路線の最終決定の内容
 - (2) 見直し対象路線の都市計画決定(当初)の内容

3 調査体制

調査委員会等の体制無し。

4 委員会名簿等：

調査委員会等の体制無し。

II 調査成果

1 調査目的

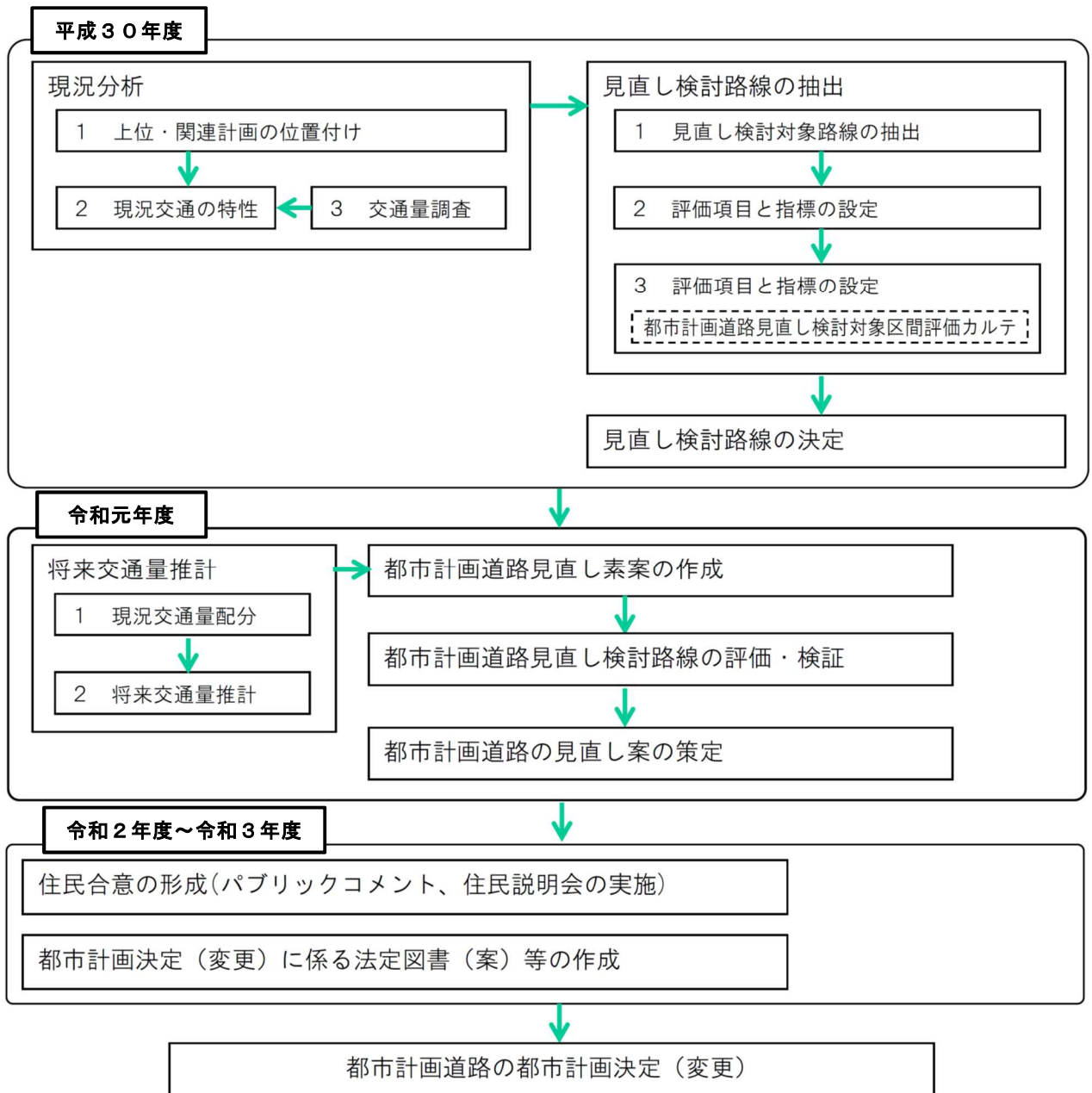
加美町の都市計画道路は、昭和 28 年に都市計画当初決定されて以来、中心市街地や地域生活圏相互を連絡する道路ネットワークとして位置付け整備を行ってきたが、現在は、その後の経済情勢の変化等により整備予定が未定となっている道路が多く存在している。平成 29 年 4 月 1 日現在の改良率は 45.8%となっており、5 割強の区間が未整備の現状であって、これらについては既成済区間の無い路線や小学校及び高等学校を跨がる路線が存在し、整備完了まで相当の期間を要することが予想される。

一方で東日本大震災後、被災地における住宅ニーズが増加していることから、加美町においても住宅用木材プレカット工場等の町内立地が進んでいる。また、仙台北部工業団地への自動車関連の工場立地が進んでいるが、加美町は隣接地域であることから、町内においても工場労働者の居住を見込んだ賃貸アパート等の建設が増加（新規建設 34 件/H23～H28）している。

また、都市計画法第 53 条第 1 項許可の申請件数が H23 年～H28 年間で 8 件あるが、都市計画施設の計画地は、近年の地震災害から身を守る手立てとなる高耐久型住宅（長期優良住宅）の建築が制限されることから、住民からの不満が出始めてきている。

このような背景から、長期間未着手路線の廃止、並びに変更等を含め、宮城県都市計画道路見直しガイドラインに準じて、道路交通やまちづくりの現状、土地利用や交通形態の変化に伴う将来計画を見据え、長期未着手の都市計画道路について計画の継続あるいは変更の方針を明確にし、加美町における都市計画道路網の見直しを実施した。

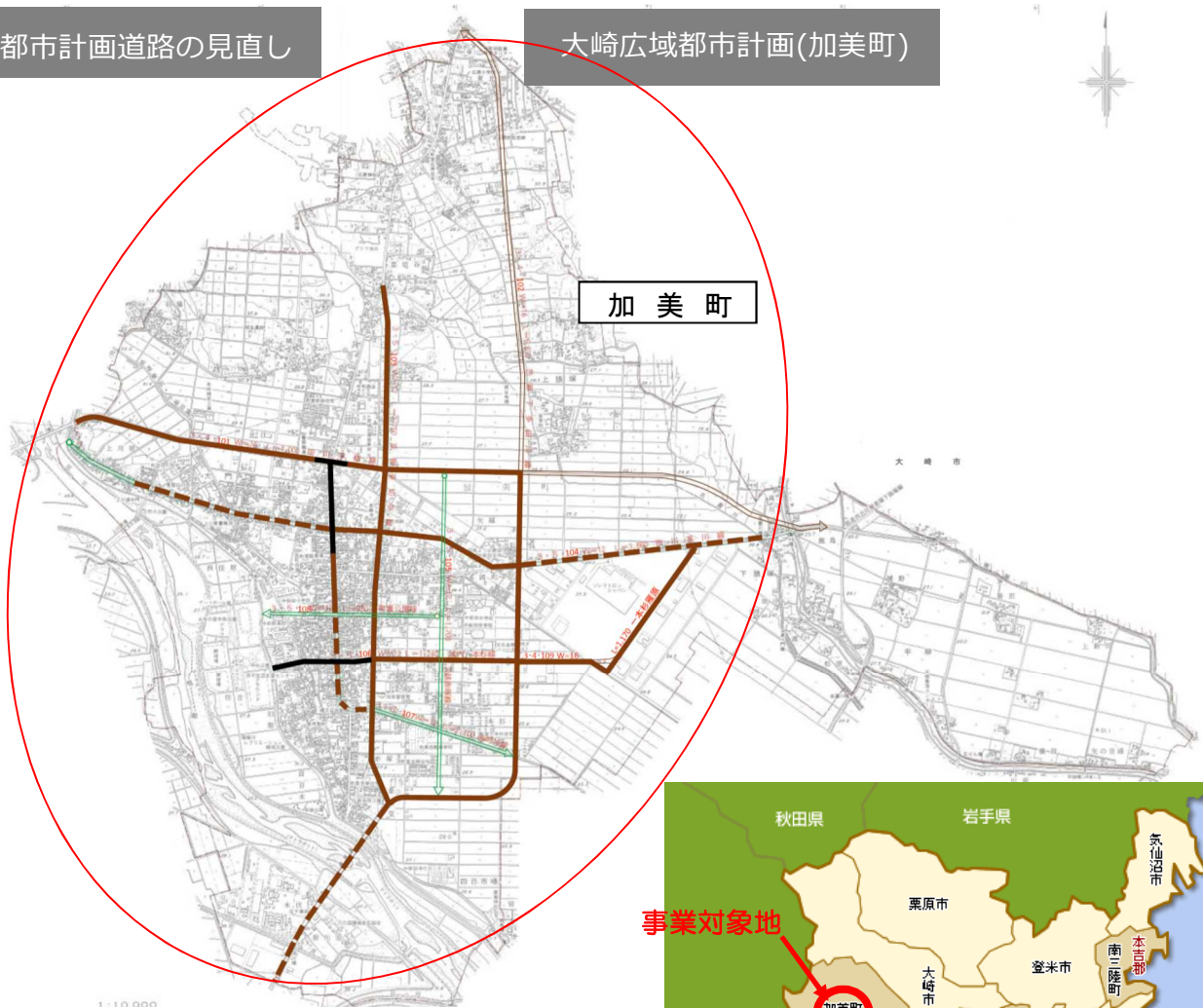
2 調査フロー



3 調査圏域図

都市計画道路の見直し

大崎広域都市計画(加美町)



事業対象地



4 調査成果

(6) 都市計画道路の整備・計画状況

① 都市計画道路の整備・計画状況

本町の都市計画道路は、平成30年3月末現在9路線、23,560mが都市計画決定されている。

整備済を除く概成済、未整備の路線は7路線あり、整備済延長が10,780m、概成済延長が3,960m、未整備が8,820mとなっており、整備率（整備済延長/計画延長）は45.8%となっている。

概成済及び未整備の区間は（都）田川平柳線（国道347号）、（都）色麻下多田川線、（都）田川高川線（国道347号）、（都）矢越赤塚線、（都）西町沖線、（都）町裏公園線、（都）一本杉雁原線の7路線となっている。

■都市計画道路の整備状況

番号	路線名	計画幅員 (m)	計画延長 (m)	整備済		概成済		未整備		当初決定
				延長	構成比	延長	構成比	延長	構成比	
				(m)	(%)	(m)	(%)	(m)	(%)	
3・4・101	田川平柳線	16.0	4,000	1,800	45.0	510	12.8	1,690	42.3	S55
3・4・102	色麻下多田川線	16.0	5,810	2,250	38.7	1,100	18.9	2,460	42.3	S55
3・5・103	並柳菜切谷線	12.0	2,750	2,750	100.0					S30
3・4・104	田川高川線	12.0	3,860	850	22.0	2,350	60.9	660	17.1	S30
3・5・105	矢越赤塚線	12.0	1,700					1,700	100.0	S43
3・5・106	城内一本杉線	12.0	1,240	1,240	100.0					S28
3・5・107	西町沖線	12.0	2,100	790	37.6			1,310	62.4	S30
3・5・108	町裏公園線	12.0	930					930	100.0	S55
3・4・109	一本杉雁原線	16.0	1,170	1,100	94.0			70	6.0	H4
計			23,560	10,780	45.8%	3,960	16.8%	8,820	37.4%	

資料：加美町建設課（平成30年3月現在）

■整備状況の定義

整備済	都市計画決定どおり供用している道路
概成済	概ね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員を有する道路
未整備	上記以外の都市計画道路

大崎広域都市計画道路の変更（加美町決定）

都市計画道路中 3・5・106 号城内一本杉線を次のように変更する。

また、3・5・105 号矢越赤塚線、3・5・108 号町裏公園線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・106	城内一本杉線	加美町 字旧館一番	加美町 字一本杉	加美町 字町裏	約 1,240m	地表式	2	12 m	幹線街路と平面交差 3 箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の変更 ・車線の数の決定 ・幹線街路との交差箇所の変更 変更前 4 箇所

「区域および構造は計画図表示のとおり」

理由

加美町中新田地区の都市計画道路網について、上位・関連計画等や都市交通の現状を踏まえながら、将来幹線道路網の機能と役割を検証した結果、3・3・105 号矢越赤塚線及び 3・5・108 号町裏公園線を廃止する。

また、3・5・105 号矢越赤塚線の廃止に伴い、当路線と交差する 3・5・106 号城内一本杉線の一部区域を変更及び交差する幹線街路の数を変更するとともに、車線の数を決定する。

別 紙

本町は、少子高齢化の進展等を背景に「加美町人口ビジョン(H27.10(R2.3 改訂))」では、概ね 10 年後の令和 12 年の人口を約 2.0 万人と、平成 27 年の約 2.4 万人(国勢調査)から約 16%減少するものと予測しており、将来交通需要は減少する。

このような社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、都市交通の現状や上位・関連計画等を踏まえながら、本町の特性に応じた将来幹線道路網の機能と役割を検証し、これに伴う都市計画道路の見直し案の検討を行った結果、以下のとおり変更する。なお、都市計画道路網の見直し案の検討は、「宮城県都市計画道路見直しガイドライン」に則して実施した。

【都市計画決定(変更)の内容】

路線番号	路線名	変更内容と理由	
3・5・105	矢越赤塚線	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地から主要幹線道路等へのアクセスや、地区内の公共施設にアクセスする機能を代替できる既存の町道があるため。 ●町道沿道に中学校や公共施設等が立地し、地区の交通軸として機能しているため。 ●町道が行政区域界となっており、地域のコミュニティを構成しているため。 ●以上より、都市計画道路矢越赤塚線の全区間を廃止する。
3・5・108	町裏公園線	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地から主要幹線道路等へのアクセスする機能を代替できる既存の町道があるため。 ●既存の住宅地や、中新田小学校及び中新田高等学校の敷地を分断するため。 ●鳴瀬川中新田緑地の計画の変更等により、鳴瀬川中新田緑地にアクセスする役割が低下したため。 ●矢越赤塚線の見直し(廃止)に伴い、都市計画道路のネットワークが構築できなくなるため。 ●以上より、都市計画決定町裏公園線の全区間を廃止する。
3・5・106	城内一本杉線	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の変更 ・車線の数の決定 ・幹線街路との交差箇所の変更 変更前4箇所	<ul style="list-style-type: none"> ●矢越赤塚線の見直し(廃止)に伴い、矢越赤塚線と交差する隅切りの区域と、交差する幹線道路の数を変更する。 ●また、今回の変更に合わせて、車線の数を決定する。

具体的な都市計画決定(変更)内容は以下のとおりである。

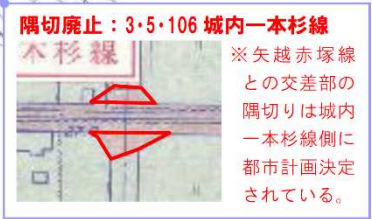
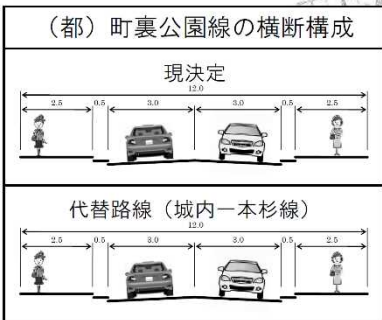
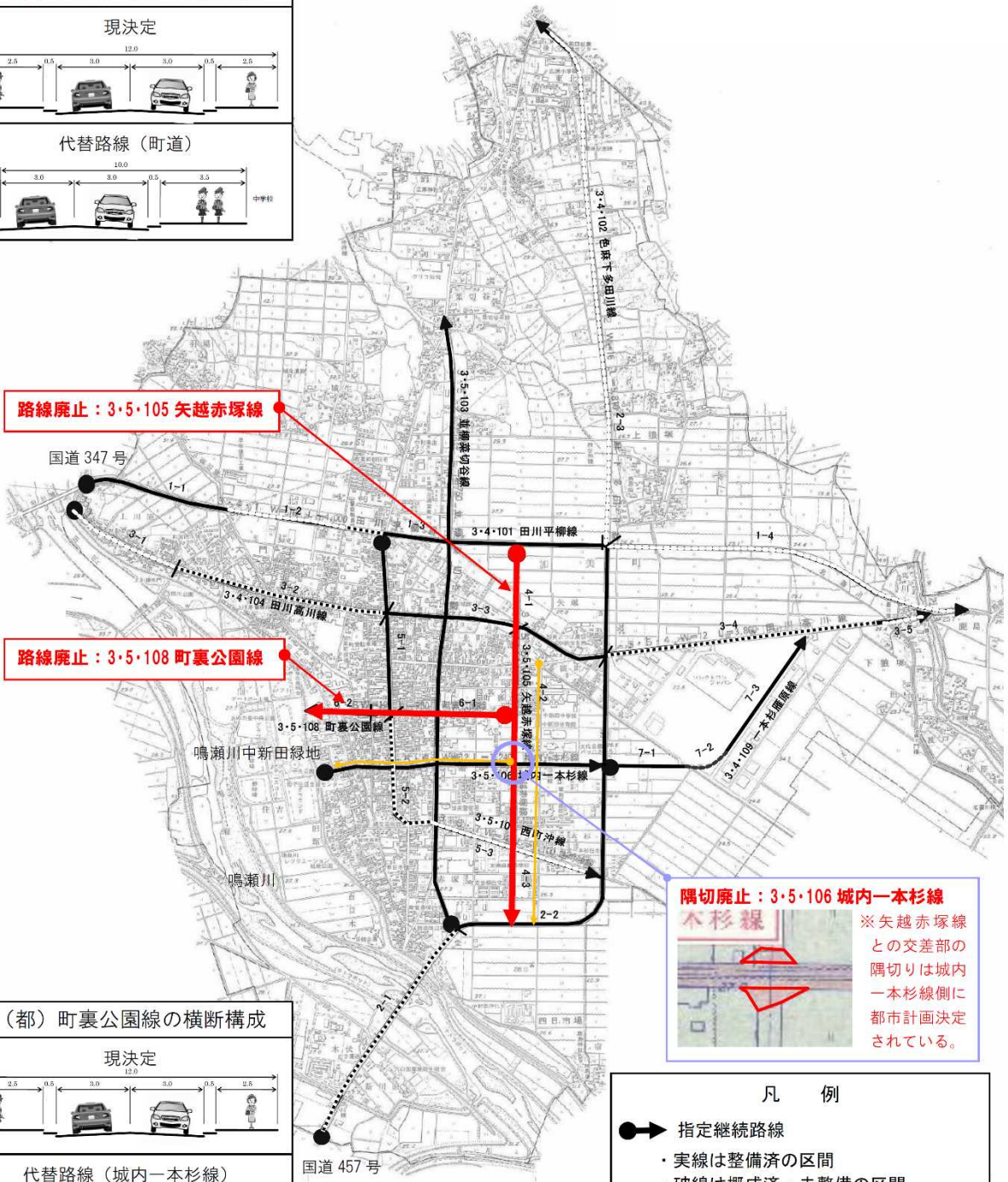
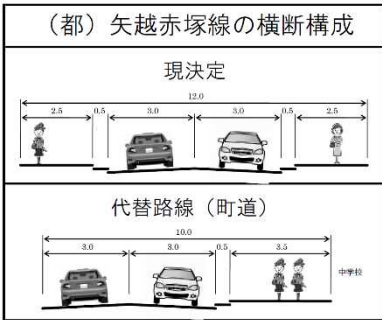
本町の都市計画道路は、中新田市街地の骨格を形成する道路ネットワークを形成するため、昭和 28 年に当初の決定を行い、その後、隣接する古川地域における広域高速交通体系の計画に合わせて、昭和 43 年及び 55 年に市街地の拡大に伴う交通量の増大や、将来土地利用構想の実現に向けて、既存市街地の外郭を形成するバイパス的な道路網や新たな土地利用の誘導に向けた市街地内道路網の拡充を行い、現在、9路線、23,560mを都市計画決定している。

(都) 矢越赤塚線は、将来土地利用の実現に向けて昭和 43 年に都市計画決定したが、計画的な市街地の形成、拡大が進展していないこと、将来交通量配分結果においても交通量の増加が見込まれないことから、当初決定時の役割は低下しているものと考えられる。また、中新田中学校沿いに、当路線と並行して町道の整備が行われており、地区内に発生集中する交通を上位道路にアクセスする機能を代替できていることから全区間を廃止する。

(都) 町裏公園線は、鳴瀬川中新田緑地の整備内容の変更や、既設の城内一本杉線により公園と市街地を連絡するアクセス機能が確保されていることから、当初決定時の役割は低下していること、町裏公園線の計画ルート上に中新田高等学校等の大規模な公共施設が支障していることから全区間を廃止する。

(都) 城内一本杉線は、(都) 矢越赤塚線の見直し(廃止)に伴い、矢越赤塚線と交差する隅切りの区域と、交差する幹線道路の数を変更するとともに、今回の変更に合わせて、車線の数を決定する。

都市計画決定（変更）路線の位置



- 凡例
- 指定継続路線
 - ・実線は整備済の区間
 - ・破線は概成済・未整備の区間
 - 廃止路線
 - 廃止する路線の機能を代替する路線

大崎広域都市計画図 加美町

総括図



- 3・5・105 矢越赤塚線
- 3・5・106 城内一本杉線
- 3・5・108 町裏公園線

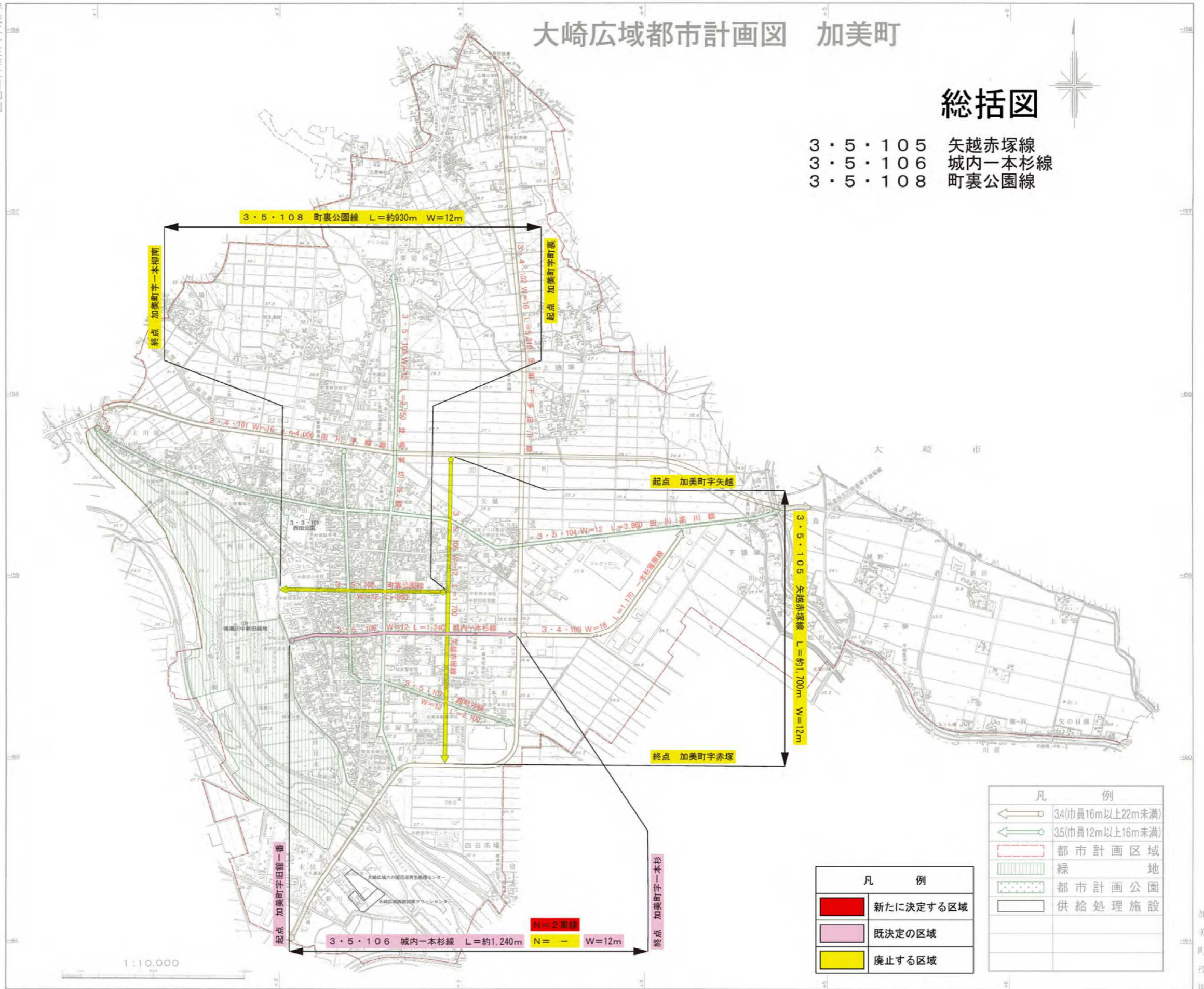
記号

△ 37.2	37.2	37.2	37.2
□ 12.0	12.0	12.0	12.0
○ 25.0	25.0	25.0	25.0
▽ 18.7	18.7	18.7	18.7

凡例

34(市員16m以上22m未満)	←
35(市員12m以上16m未満)	←
都市計画区域	□
緑地	■
都市計画公園	□
供給処理施設	□

新たに決定する区域
既決定の区域
廃止する区域



大崎広域都市計画道路の変更
(加美町決定)

計 画 図

- 3・5・105 矢越赤塚線
- 3・5・106 城内一本杉線
- 3・5・108 町裏公園線



縮尺 S=1:2,500

凡 例	
	新たに決定する区域
	既決定の区域
	廃止する区域

25m 0m 50m 100m 250m

